

2023年度職場改善諸要求（運輸所関係）に関する業務委員会開催！

12月15日、地本は2023年度職場改善要求（運輸所関係）に関する申し入れについて、関西支社と業務委員会を開催しました。参加者は、渡邊副委員長、細田車両担当部長、梶田運輸担当部長、田川運輸担当部長、高原運輸担当部長。会社側は、足立人事課課長代理、三浦運輸課課長代理、紫牟田車両課課長、川村人事課係長でした。

「申」第3号2023年度職場改善要求（運輸所関係）に関する申し入れ（2023年9月25日申入）

2023年度職場改善諸要求の申し入れ（運輸所関係）は、運輸所で働く全ての乗務員の改善要求である。昨年と同様、改善を行う意志が全くなく、誠意のない姿勢に抗議する。

I. 新幹線各駅・各車両所における危険箇所及び設備の改善要求

（1）各車両所の昇降台（手摺りのサビ・階段滑り止め・頭上の突起物・長さ等）を整備すること。

【回答】箇所ごとに劣化状況を鑑み、必要な修繕・取替を行っている。

（2）東二両着発25番線における手歯止め使用に関し、No.3位に変更すること。

【回答】手歯止めの設置位置については、新幹線運転士運転取扱標準（ブロック図）に規定されており、現行の通りとする。

（3）安全通路での左右確認喚呼は、「右よし・左よし」に戻すこと。

【回答】対象物を確認喚呼することが重要だと考えており、現行の通りとする。

（4）名古屋電留線昇降台付近、安全通路付近及び東一両安全通路付近の雑草は、定期的に伐採すること。

【回答】状況を見て、必要な草刈は実施している。

（5）名古屋電留線の安全通路における不安定箇所（コンクリートブロック）を整備すること。

【回答】状況を見て、必要な修繕は実施している。

（6）新横浜駅におけるホーム柵の鎖錠鍵は、一か所に変更すること。

【回答】現状で対処されたい。なお必要な労働時間は確保している。

（7）各車両所の洗浄線の「洗」表示が汚れて見えにくいので整備すること。

【回答】箇所ごとの状況を鑑み、必要な清掃を行っている。

II. コロナウイルス感染防止対策に対する要求

(1) 発熱 37.5 度以上時の勤務認証は、私傷病扱いとせず在宅勤務とすること。

【回答】そのような考えはない。

(2) 新型コロナウイルス感染症罹患時の勤務扱いで、就労制限を適用している職場があるなど、職場によって対応に違いがある。職場の勤務扱いを明確にすること。

【回答】陽性であるか否かに関わらず、一般的に熱などの症状があれば私傷病休暇となる。但し、本人の希望により年休とすることは妨げない。

(3) 新型コロナウイルス感染罹患時に新たにコロナ罹患休暇（有給休暇）を新設すること。

【回答】そのような考えはない。

III. 責任事故等起こりうる危険箇所の改善要求

各駅、各車両所の停止位置目標・一旦停止標識を見やすくするため、LED化すること。特に大仕両着発 14 番～16 番までの東京方停止位置目標が見えにくいので改善すること。また、各車両所の庫の一旦停止標識が汚れていて見えにくいので改善すること。

【回答】駅、車両所の停止位置目標及び一旦停止標識は、箇所ごとに標板の劣化状態等を鑑み、必要な修繕・取替を行っている。

IV. 寝室・備品等、職場内設備の改善要求

(1) 三島車両所、寝室のハンガー掛けの高さを低くすること。

【回答】現状でも特に問題ないと考えており、そのような考えはない。

(2) 大阪第二運輸所浴室の黒カビを掃除すること。

【回答】浴室については毎日清掃を行い、衛生面に於いて管理を徹底しているところであり、故障や不具合等が発生した際は迅速に対応を行っている。

(3) 大阪第二運輸所浴室の排水口の消毒及び清掃を定期的に行うこと。

【回答】排水溝の清掃は毎日実施している。消毒も定期的に行っている。

(4) 寝室の布団及び毛布の乾燥を定期的に行うこと。

【回答】休養室の布団の乾燥については定期的の実施しており衛生上問題がないと考えている。尚、汚れの酷いものについては都度交換するので、必要により管理者等に申告されたい。

(5) 寝室に空気清浄機及び除湿出来るエアコンプラズマクラスターに変更すること。

【回答】必要な清掃や換気は実施しており、現状で対処されたい。

(6) 寝室のエアコンの清掃を定期的に行うこと。

【回答】定期的な清掃しているため、現行通りとする。

(7) 寝室のスリッパをゴムスリッパに変更し、定期的に変更すること。

【回答】現状でも特に問題ないと考えており、そのような考えはない。

(8) 寝室の枕を新調すること。

【回答】必要な交換は実施している。不具合がある場合は適宜申告されたい。

(9) 寝室のダニ対策及びカビ対策を定期的な行うこと。

【回答】衛生管理は適切に行っている。またカビ対策は定期的の実施している。

(10) 寝室の浴衣は、各サイズ（L/M/S）を用意すること。

【回答】現行通りとする。

(11) 各ロッカーにタオル掛けを設けること。

【回答】現状で対処されたい。

(12) 東二両 3 階、5 階洗面所に乾燥機を設置すること。

【回答】 現行通りとする。

(13) 各運輸所の浴室に設置している洗濯機・乾燥機を増設すること。

【回答】 現行通りとする。

(14) 異常時等に備え、各職場の自販機の内容を充実させること。

【回答】 現行通りとする。

(15) 東京第一運輸所の男子及び女子の寝室が老朽化している、改善すること。

【回答】 不具合が発生した際は、適宜申告されたい。

(16) 大阪第一運輸所・大阪第二運輸所の食事スペースの椅子を改善すること。

【回答】 現行通りとする。不具合が発生した際は適宜申告されたい。

(17) 大阪第一運輸所スペースにある概算を大阪第二運輸所スペースとの中間に移設すること。

【回答】 現行通りとする。

V. その他の改善について

(1) 規程類等の訂正は、労働時間内で行うことと労基署から指導があったが、乗務員の労働時間の区分に新たに規程の訂正時間を設けること。または、訓練時間内で行うこと。

【回答】 規程の訂正に掛かる時間については、規程の訂正内容や個々人により作業時間の異なるものの、いずれも労働時間内に出来る範囲内と認識しており訓練時間に行う考えはない。

(2) 訓練の待ち時間は、「2項」超勤とすること。

【回答】 そのような考えはない。

(3) 制服の更衣時間を労働時間とすること。

【回答】 そのような考えはない。

(4) 運転士の体調の異常に対応するため運転士免許取得の車掌を必ず1人以上乗せること。

【回答】 そのような考えはない。運転士が体調に異常を感じ、代替乗務員がいない場合は、列車を停止させ、必要な対応を行う。

(5) 運転中の安全確保及び異常時の迅速対応を考慮して車掌3人乗務とすること。

【回答】 これまでも安全の確保のために、各種取組を進めてきたことから、そのような考えはない。

(6) 連続休暇の不可日をなくすこと。

【回答】 繁忙期等、状況により連続休暇の申し込み不可日は発生するため、現行通りとする。

(7) 乗務員は、年間予備月が8ヵ月あり、生活設計に影響があるので休日は前月10日に発表すること。

【回答】 そのような考えはない。現在、休日予定発表では就業規則を上回る措置として交番勤務者のみ行っている取扱いであり、予備勤務者に対して同様の措置を取することは勤務作成の都合上難しいものとする。

(8) 毎月25日の勤務発表時の「空白日」をなくすこと。

【回答】 就業規則第54条及び第55条の規定に基づき、会社は適切に予備勤務者に対して勤務を指定している。具体的には毎月25日までに勤務指定表を発表しており、勤務指定表において「勤務種別」を指定している。具体的な行路番号を記載していない日は、就業規則別表第2に規定する勤務種別「乗務員」を指定しているものである。尚、就業規則の規定は法令に則っている。

(9) 新大阪ホーム詰所は、常時使用可能とすること。

【回答】必要な詰所は開放しているため、現状で対処されたい。

(10) 各乗務員待機室及び各乗務員休養室における業務用・私物携帯電話の電波状態を改善整備すること。また、Wi-Fi を設置すること。

【回答】現行通りとする。

(11) 業務用携帯電話のイヤホンは、コードが邪魔で引っかかるなど危険性があることからワイヤレスにすること。

【回答】現行の使用が適していることから、そのような考えはない。

(12) 東京駅の折り返し座席汚損交換は、乗務員でなくSMTに委託すること。

【回答】現在の業務分担が適切であると考えている。

(13) 大阪の運輸所入口は、守衛の警備員がいることからカードリーダーの通しは止めること。

【回答】セキュリティ確保のため、現状で対処されたい。

(14) 各車両所での進路構成時における注意喚起の音声ガイダンスを新設すること。

【回答】現状の通り、線路横断時に一旦停止し、左右確認することで安全を確保すること。また鳥飼基地構内に触車防止のフラッシュライトや、仕業庫0・1番線内にモニタ及びビデオカメラを設置するなど適宜対策は実施している。引き続き触車事故対策は不断に検討していく。

(15) 三島車両所の浴室に下駄箱を設置すること。

【回答】浴室内に下駄箱を設置する考えはない。

(16) 東京、鳥飼の社員食堂の営業時間を7時～20時30分にし、メニュー内容、料金の改善をすること。新大阪日の出食堂の営業を再開すること。

【回答】食堂の利用実態に合わせて営業を実施しており、そのような考えはない。また、新大阪日の出食堂の営業を再開する予定はない。

(17) 制服ズボンのポケット内布地の強度を高めること。

【回答】支社権限外事項である。

(18) 合服着用時のYシャツは、会社が貸与すること。

【回答】支社権限外事項である。

(19) 出勤時刻前にアルコール検査を行った場合は、労働時間としてカウントすること。

【回答】アルコール検査に要する時間は、労働時間である。

(20) 予備勤務者の指定は、全乗務員に隔たりなく公平・公正に指定すること。

【回答】会社は就業規則第54条及び第55条の規定に基づき適切に勤務指定しており、現在の取扱いで問題ないと考えている。

(21) 会社は、産業医が社員との面談を必要と認めた場合、業務として取扱い全ての時間を労働時間とすること。

【回答】そのような考えはない。

(22) 30日以上勤務に就かない退職前提の有給休暇及び私傷病等に伴う有給休暇の場合、通勤定期券の払い戻し制度を廃止すること。

【回答】支社権限外事項である。

(23) 社員の有給休暇や保存休暇に於ける、会社からの呼び出しは絶対に行わないこと。

【回答】個別の状況に応じて適切に対応していく。

(24) 異常時等における連続労働時間は労基法第34条を遵守し、あらかじめ定められた時間に休憩時間を与えること。

【回答】異常時については個別の状況に応じて、法律や規程類等に則り適切に対応していく。

(25) 折り返し準備時間は、定められた労働時間であり、異常時等において勝手に削減しないこと。

【回答】 異常時については個別の状況に応じて、適切に対応していく。

(26) 異常時等における勤務で退出前に休憩時間を強要しないこと。また、あらかじめ定められた退出時刻後の休憩時間を指示した場合は、その時間を「2項」超勤扱いとすること。

【回答】 異常時については個別の状況に応じて、適切に対応していく。なお休憩時間については超勤とする考えはない。

(27) 異常時等における配給の食事内容をおにぎり等の軽食でなく駅弁などに改善すること。

【回答】 異常時については個別の状況に応じて、適切に対応していく。

以上